

議 会 運 営 委 員 会 日 程

日 時 令和4年6月1日（水）
午後3時30分
場 所 第1議会委員会室

1 6月定例会の運営について

(1) 議案等とその処理について

○ 市長提出議案

(資料 1)

	専決	単行	条例	予算	報告	計
初 日 提 案	—	8	6	2	17	33
追 加 提 案	—	—	—	—	—	—
計	—	8	6	2	17	33

○ 請 願 1件

(資料 2)

(2) 一般質問について

(資料 3)

(3) 請願・陳情付託一覧表について

(資料 4)

(4) 会期並びに運営日割(案)について

(資料 5)

※ 6月 8日（水） 「本会議終了後 広報広聴委員会」を追加

※ 6月16日（木） 「議会運営委員会終了後 広報広聴委員会」を追加

2 その他

(1) 常任委員会の報告案件（予定）について

(資料 6)

(2) 議席の変更について

(資料 7)

(3) 議会運営委員会の申し送り事項について

(資料 8)

- (4) 議会改革推進会議について (資料 9, 10)
- (5) 議会 I C T小委員会について (資料 11, 12)
- (6) 議会史編さん委員会について (資料 13)
- (7) 議員研修について (資料 14)
- (8) 表彰伝達式について
6月 6日 (月) 本会議開会前 議会議場
- (9) 閉会中に開催する予定の諸会議について
①藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会
6月29日 (水) 午前9時30分 第1議会委員会室
- ②行政改革等特別委員会
8月23日 (火) 午前9時30分 第1議会委員会室
- (10) その他

令和4年6月藤沢市議会定例会提出議案一覧表

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 4 号	財産の取得について (災害備蓄用簡易トイレ処理袋) 取得財産 災害備蓄用簡易トイレ処理袋117,360セット 相手方 株式会社河本総合防災湘南支店 取得価格 126,083,760円 取得時期 2023年(令和5年)3月24日	財 務 部	即 決
議案第 5 号	工事請負契約の締結について (弁天橋改修工事(その1)) 契約の相手方 弁天橋改修工事(その1) 幸和・西尾建設共同企業体 工事の概要 橋脚耐震化工事、仮設工事一式 契約金額 225,500,000円 工 期 議決の日着工 2023年(令和5年)6月21日しゅん工予定	財 務 部	即 決
議案第 6 号	工事請負契約の締結について (市営渋谷ヶ原住宅1、2、3号棟・集会棟外壁等改修工事) 契約の相手方 西建設工業株式会社 工事の概要 外壁改修工事一式、屋根及び防水改修工事一式、その他 附帯工事一式 契約金額 229,842,360円 工 期 議決の日着工 2023年(令和5年)2月28日しゅん工予定	財 務 部	即 決
議案第 7 号	工事請負契約の締結について (市営長後住宅1、2、3号棟・倉庫外壁等改修工事) 契約の相手方 株式会社湘南宮繕協会 工事の概要 外壁改修工事一式、屋根及び防水改修工事一式、その他 附帯工事一式 契約金額 160,105,000円 工 期 議決の日着工 2023年(令和5年)2月28日しゅん工予定	財 務 部	即 決

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 8号	<p>工事請負契約の締結について (八松小学校校舎棟外壁等改修工事)</p> <p>契約の相手方 ミヤマ建設株式会社</p> <p>工事の概要 外壁改修工事一式、防水改修工事一式、その他附帯工事一式</p> <p>契約金額 192,500,000円</p> <p>工 期 議決の日着工 2023年(令和5年)1月19日しゅん工予定</p>	財 務 部	即 決
議案第 9号	<p>市道の認定について</p> <p>鶴沼953号線ほか7路線を認定する。</p>	道路河川部	建 設 経 済 常 任 委 員 会 付 託
議案第 10号	<p>市道の廃止について</p> <p>川名1954-5号線ほか5路線を廃止する。</p>	道路河川部	建 設 経 済 常 任 委 員 会 付 託
議案第 11号	<p>損害賠償額の決定について</p> <p>損害賠償額 23,451,062円</p> <p>事案の概要 市で公開していた指定道路調書に基づき建築された一戸建ての住宅において、当該指定道路調書の誤記を原因として生じた道路後退不足並びにこれに伴う敷地面積の減少による容積率及び建蔽率の超過を解消し、建築基準法に適合させるための費用について、相手方への賠償が発生したものの。</p>	計画建築部	即 決 (議決は 第3日)
議案第 12号	<p>藤沢市手数料条例等の一部改正について</p> <p>建築基準法の改正に伴い、規定の整備をする。 施行日 公布の日</p>	財 務 部 計画建築部	即 決
議案第 13号	<p>藤沢市都市公園条例の一部改正について</p> <p>遠藤笹窪谷公園の管理を指定管理者に行わせる等のため、所要の改正をする。 施行日 令和5年4月1日。ただし、第2条の改正規定は、公布の日。</p>	都市整備部	建 設 経 済 常 任 委 員 会 付 託
議案第 14号	<p>藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p>新産業の森北部地区地区計画において地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限について変更する。 施行日 公布の日</p>	計画建築部	建 設 経 済 常 任 委 員 会 付 託

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 15号	藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について	道路河川部	建設経済 常任委員会 付託
	藤沢本町駅の周辺に新設する有料自転車駐車場を公共の用に供する。 施行日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日		
議案第 16号	藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部改正について	経 済 部	建設経済 常任委員会 付託
	藤沢市江の島サムエル・コッキング苑の令和5年度以降の指定管理者による管理について、利用者から徴収する料金を指定管理者の収入とする利用料金制を導入することで、指定管理者の経営努力により一層の集客を図るため、所要の改正をする。 施行日 令和5年4月1日		
議案第 17号	藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について	市民病院	厚生環境 常任委員会 付託
	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部が改正されたことに伴い、他の保険医療機関からの紹介状を持参せず受診した患者等から徴収する選定療養費の額を改定することから、所要の改正をする。 施行日 令和4年10月1日		
議案第 18号	令和4年度藤沢市一般会計補正予算（第4号）	財 務 部	補正予算 常任委員会 付託
議案第 19号	令和4年度藤沢市民病院事業会計補正予算（第1号）	市民病院	補正予算 常任委員会 付託
報告第 1号	藤沢市情報公開条例の運用状況について	市民自治部	報告終了
	藤沢市情報公開条例に基づき、令和3年度における情報公開請求等の状況について報告する。		
報告第 2号	藤沢市個人情報の保護に関する条例の運用状況について	市民自治部	報告終了
	藤沢市個人情報の保護に関する条例に基づき、令和3年度における開示請求等の状況について報告する。		
報告第 3号	継続費繰越使用の報告について	財 務 部	報告終了
	令和3年度藤沢市一般会計継続費		
報告第 4号	継続費繰越使用の報告について	福 祉 部	
	令和3年度藤沢市墓園事業費特別会計継続費		
報告第 5号	継続費繰越使用の報告について	下 水 道 部	
	令和3年度藤沢市下水道事業費特別会計継続費		
報告第 6号	繰越明許費繰越使用の報告について	財 務 部	
	令和3年度藤沢市一般会計繰越明許費		

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
報告第 7号	繰越明許費繰越使用の報告について	都市整備部	報告終了
	令和3年度藤沢市北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計繰越明許費		
報告第 8号	繰越明許費繰越使用の報告について	福 祉 部	
	令和3年度藤沢市墓園事業費特別会計繰越明許費		
報告第 9号	予算の繰越使用の報告について	下 水 道 部	
	令和3年度藤沢市下水道事業費特別会計		
報告第 10号	藤沢市民会館サービス・センター株式会社の経営状況について	生涯学習部	
	令和4年度事業計画		
報告第 11号	一般財団法人藤沢市開発経営公社の経営状況について	計画建築部	
	令和4年度事業計画		
報告第 12号	藤沢市土地開発公社の経営状況について	計画建築部	
	令和4年度事業計画		
報告第 13号	株式会社藤沢市興業公社の経営状況について	環 境 部	
	令和4年度事業計画		
報告第 14号	公益財団法人藤沢市まちづくり協会の経営状況について	計画建築部	
	令和4年度事業計画		
報告第 15号	公益財団法人藤沢市みらい創造財団の経営状況について	子ども青少年部	
	令和4年度事業計画		
報告第 16号	公益財団法人藤沢市保健医療財団の経営状況について	健康医療部	
	令和4年度事業計画		
報告第 17号	公益財団法人湘南産業振興財団の経営状況について	経 済 部	
	令和4年度事業計画		

議会提出議案（請願）

令和4年6月定例会

番 号	件 名	処 理
請願 4 第 1 号	高齢者のお出かけサポート事業の創設についての請願	厚生環境常任委員会 付 託

一般質問通告者一覧表

令和4年6月定例会

通告順	議席番号	氏名	発言方法	備考
通告1番	31番	堺 英 明	一問一答	
通告2番	29番	竹 村 雅 夫	一問一答	
通告3番	22番	杉 原 栄 子	一問一答	
通告4番	35番	塚 本 昌 紀	一問一答	
通告5番	16番	北 橋 節 男	一問一答	
通告6番	19番	友 田 宗 也	一問一答	
通告7番	13番	清 水 竜太郎	一括質問	
通告8番	17番	山 口 政 哉	一問一答	
通告9番	2番	味 村 耕太郎	一問一答	
通告10番	14番	栗 原 貴 司	一問一答	
通告11番	26番	東 木 久 代	一問一答	
通告12番	18番	井 上 裕 介	一問一答	
通告13番	27番	武 藤 正 人	一問一答	
通告14番	21番	永 井 讓	一問一答	
通告15番	6番	石 井 世 悟	一問一答	
通告16番	3番	山 内 幹 郎	一問一答	
通告17番	25番	平 川 和 美	一問一答	
通告18番	12番	谷 津 英 美	一問一答	
通告19番	33番	神 村 健太郎	一問一答	
通告20番	7番	西 智	一問一答	
通告21番	5番	原 田 建	一問一答	
通告22番	8番	桜 井 直 人	一問一答	
通告23番	30番	有 賀 正 義	一問一答	
通告24番	4番	柳 沢 潤 次	一問一答	

請願・陳情付託一覧表（令和4年6月定例会）

建設経済常任委員会（6月9日）	
厚生環境常任委員会（6月10日）	
（請願）	
◎ 4第 1号	高齢者のお出かけサポート事業の創設についての請願
子ども文教常任委員会（6月13日）	
（陳情）	
◎ 4第 7号	市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについての陳情
◎ 4第 8号	藤沢市立学校の新型コロナ感染対策についての陳情
◎ 4第 9号	生理用品の学校施設女子トイレ個室への設置を市に働きかけることを求める陳情
総務常任委員会（6月14日）	
（陳情）	
◎ 4第 2号	国交正常化50周年に際し、政府に、日中不再戦、平和友好の外交を求める意見書の提出を求める陳情
4第 3号	消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情
◎ 4第 4号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
◎ 4第 5号	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
4第 6号	地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情
議会運営委員会（6月16日）	

（参考） 写しを配付した陳情

4第 1号 「対外的情報省」の設立の意見書を内閣官房長官に提出についての陳情

※ 請願者または陳情者の意見陳述を行うものは、◎（二重丸）を表示しています。

令和4年6月定例会運営日割（案）

資料 5番

月 日	曜	時 間	会 議 名	備 考
6月 6日	月	9:30	議会運営委員会	議案等上程説明聴取
		10:00	本 会 議	
7日	火			休 会（議案等質疑通告正午まで）
8日	水	9:30	議会運営委員会	議案等質疑 一部議決 委員会付託
		10:00	本 会 議	
		本会議終了後	広報広聴委員会	
9日	木	9:30	建設経済常任委員会	
10日	金	9:30	厚生環境常任委員会	
11日	土			休 会
12日	日			休 会
13日	月	9:30	子ども文教常任委員会	
14日	火	9:30	総務常任委員会	
15日	水	9:30	補正予算常任委員会	
16日	木	9:30	議会運営委員会	
		議会運営委員会 終了後	広報広聴委員会	
17日	金			休 会
18日	土			休 会
19日	日			休 会
20日	月	9:30	議会運営委員会	常任委員会等報告 議決 一般質問
		10:00	本 会 議	
21日	火	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
22日	水	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
23日	木	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
24日	金	9:30	議会運営委員会	一般質問 追加議案上程説明 議決
		10:00	本 会 議	
		本会議終了後	広報広聴委員会	

会 期 6月 6日～24日 19日間

※なお、会期中の諸会議の開催通知は、この運営日割をもってかえますのでご承知おきください

常任委員会の報告案件（予定）

令和4年6月定例会

委員会	報 告 件 名
建設 経済	①ふじさわ下水道ビジョンについて（最終報告） ②下水道事業における中期経営計画の策定について（中間報告）
厚生 環境	①令和4年度国民健康保険料の料率について ②養護老人ホーム湘風園再整備基本構想について（報告） ③石名坂環境事業所整備基本構想の策定について（報告）
子ども 文教	①藤沢市文化芸術振興計画の改定について ②待機児童の状況と今後の取組等について
総務	①個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の対応について

議 席 表 (案) 資料 7番

(令和4年6月6日)

理 事 者

議 長

事 務 局
理 事 者

質 問 席

9	8	7
市 民 ク ラ ブ	市 民 ク ラ ブ	市 民 ク ラ ブ

6	5	4
市 民 ク ラ ブ	ア ク テ イ ブ	共 産 党

3	2	1
共 産 党	共 産 党	共 産 党

18	17	16
市 民 ク ラ ブ	市 民 ク ラ ブ	市 民 ク ラ ブ

15	14	13
市 民 ク ラ ブ	市 民 ク ラ ブ	V i s i o n

12	11	10
民 主 ・ 無 所 属	民 主 ・ 無 所 属	民 主 ・ 無 所 属

27	26	25
公 明 党	公 明 党	公 明 党

24	23	22
湘 風 会	湘 風 会	湘 風 会

21	20	19
民 主 ・ 無 所 属	民 主 ・ 無 所 属	民 主 ・ 無 所 属

36	35	34
公 明 党	公 明 党	湘 風 会

33	32	31
湘 風 会	湘 風 会	湘 風 会

30	29	28
民 主 ・ 無 所 属	民 主 ・ 無 所 属	民 主 ・ 無 所 属

議 席 表 (案)

(令和4年6月6日)

理 事 者

議 長

質 問 席

事 務 局
理 事 者

9	8	7
佐賀 和樹	桜井 直人	西 智

6	5	4
石井 世悟	原田 建	柳沢 潤次

3	2	1
山内 幹郎	味村耕太郎	土屋 俊則

18	17	16
井上 裕介	山口 政哉	北橋 節男

15	14	13
松長由美絵	栗原 貴司	友田 宗也

12	11	10
谷津 英美	神尾 江里	安藤 好幸

27	26	25
武藤 正人	東木 久代	平川 和美

24	23	22
佐野 洋	甘粕 和彦	杉原 栄子

21	20	19
永井 讓	大矢 徹	清水竜太郎

36	35	34
松下賢一郎	塚本 昌紀	加藤 一

33	32	31
神村健太郎	吉田 淳基	堺 英明

30	29	28
有賀 正義	竹村 雅夫	柳田 秀憲



令和4年6月1日

議会運営委員会

委員長 井上裕介様

議会議長

佐賀和樹様



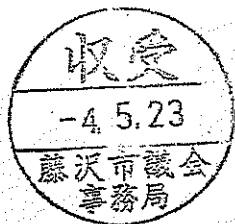
藤沢市議会の運営等について (送付)

議会運営委員会におきましては、本市議会の運営の基本的な事項について協議し、円滑な議会運営を目指してきたところであります。

その結果について、前期の議会運営委員会委員長より、別紙のとおり報告されましたので、今後の議会運営の参考にされたく、報告いたします。

以上

写



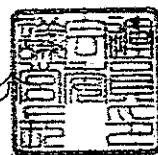
令和4年5月23日

議会議長

佐賀和樹様

議会運営委員会

委員長 井上裕介



藤沢市議会の運営等について（報告）

昨年の議員役員の選出以降、当委員会は本市議会の運営の基本的な事項について協議し、円滑な議会運営を目指してきたところであります。

ここに、その結果を別紙のとおりまとめましたので、今後の議会運営の参考にされたく、報告いたします。

以上

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項

※ 令和元年6月3日の議会運営委員会において協議し、申し合わせた事項
(その後、改めて申し合わせた事項については、その日付を付記)

1 議会運営委員会について

(1) 委員の選出について

- ① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出する。

ただし、選出委員数が定数を超える場合や、小数点以下の取り扱いについては、その都度協議する。

- ② 2人以下の会派については、準委員として1会派につき1人を割り当てる。

準委員は、
ア 会議の成立要件としない
イ 会議に出席する
ウ 発言権あり
エ 表決権なし

とする。

(2) 正・副議長の出席について

議長及び副議長(委員外議員)は委員会に出席し、発言することができる。

(3) 表決について

運営に関する協議事項の決定については、原則として全会一致となるよう努力する。

(4) 議案等の審査について

- ① 審査する範囲は、地方自治法第109条第3項に定めるところによる。

ア 議会の運営に関する事項
イ 議会の会議規則，委員会に関する条例等に関する事項
ウ 議長の諮問に関する事項

- ② 審査日については、議会運営を協議する日とは別に1日設ける。

(5) 委員外議員について

- ① 委員会に委員が出席できないときは、委員会としてその委員の所属会派から委員外議員の出席を求める。
- ② 委員外議員は、
 - ア 会議の成立要件としない
 - イ 発言権あり
 - ウ 表決権なし

とする。

(6) 記録について

記録については、他の委員会と同様、要点記録したものを印刷製本し、議員及び理事者等に配付する。

2 議案等の付託について

(1) 条例等について

即決分を除き、所管の常任委員会に付託する。ただし、2月定例会の当初予算に係る条例等は予算等特別委員会に付託する。

(2) 予算について

- ① 当初予算は、定数18人以内をもって構成する予算等特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、予算等特別委員会委員の選出は、会派人員の2分の1とし、小数点以下の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

- ② 補正予算は、補正予算常任委員会に付託し、審査する。

(3) 決算について

全ての会計の決算は、定数12人以内をもって構成する決算特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、決算特別委員会委員の選出は、会派人員の3分の1とし、小数点以下の取り扱い及び2人以下の会派の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

(4) 請願について

- ① 付託委員会については、議会運営委員会で協議決定する。
- ② 本会議で紹介議員の説明の後、所管の委員会に付託する。

ただし、全会派の賛同（署名または賛意）を得たものは、委員会付託を省

略する。

③ 自分が所属する委員会に関係する請願は、紹介を見合わせる。

④ 会期中に審査するもの

会期を決める議会運営委員会の日の正午まで（原則）に提出されたものとする。

ただし、会期中の委員会に関係するものについては、初日の議会運営委員会までに提出されたものも審査することができる。

⑤ 閉会中に審査するもの

④に定めるもの以外は本会議最終日に上程する。この場合の締切日は、上程日の3日前までとする（ただし、休日及び土曜日は算入しない）。

⑥ その他、緊急を要するものについては、議会運営委員会に諮り決定する。

(5) 陳情について

① 提出された陳情は、議長が所管の委員会に付託する。ただし、「藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項」において定めるところにより、議会運営委員会における協議の結果、これに該当すると認められたものについては、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。

② 市外居住者から郵送で提出された陳情は、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。

③ 審査結果の報告は、次の定例会の議長報告の中で行う。

④ 当該委員会で審査する陳情の締切日時は、すべて会期を決める議会運営委員会の日の正午までとする。

⑤ その他、緊急を要するものについては、所管の委員会に諮り決定する。

3 発言について

別表のとおり

4 本会議の持ち方

第1日 閉会中審査の委員会報告・議決、提出議案の上程説明聴取

(第2日目までの間、議案勉強のため休会日をおく)

第2日 上程、質疑、委員会付託、一部議決

(第3日目までの間、常任委員会及び議会運営委員会を開催)

第3日 委員会報告、議決、一般質問、追加議案議決、閉会

(一般質問者が多いときは、さらに本会議を追加する)

5 一般質問について

- (1) 定例会日程の原案を作成する段階においては、一般質問日を5日間として作成し、会期を決める議会運営委員会において、一般質問の通告者数を勘案し調整するものとする。
- (2) 定例会日程を調整する際の質問時間は、答弁を含め60分とする。
- (3) 発言方式は、質問通告時に、一括質問方式か一問一答方式のいずれかを選択するものとする。

①一括質問方式について

- ・質問回数については、従来どおり、3回までとする。
- ・初質は演壇、再質は質問席で行うものとする。

②一問一答方式について

- ・質問回数については、制限なしとする。
- ・初質から質問席で行うものとする。

③その他留意事項

- ・質問者は、十分な質問を展開するためにも、指定した面談日時の際に、あらかじめどこまで掘り下げて聞きたいかなど、具体的な質問内容を提示し、聞き取りを行うものとする。また、市側に対しても、聞き取りの際、議員の質問の趣旨やねらい等がしっかりと把握できるよう努めることを求めるものとする。
- ・通告制であることから、質問の際、通告にない新たな件名や要旨を追加したり、範囲を超えたりすることはできないこととし、もし行われた場合には、議長の議事整理権により発言を打ち切ることができることとする。

6 委員会審査報告について

件名と結果だけを報告する。ただし、特に報告すべきことがある場合は、これ

も報告する。

7 請求資料の配付について

請求資料については、請求者と各会派に配付する。

8 服装について

(1) 5月から10月までの間における服装について

- ①ネクタイ及び上着の着用については、自由とする。
- ②藤沢市議会議員き章については、5月から10月までの間に限りはい用しなくてもよいこととする。

(2) 11月から4月までの間における服装について

- ①ネクタイの着用については、自由とする。
- ②会議の際は、上着の着用及び上着着用時は藤沢市議会議員き章をはい用することを基本とする。ただし、上着の着脱については各議員の判断に委ねる。

＜令和4年5月23日、申し合わせ＞

9 本会議における議場への資料等の持ち込み等について

発言の通告をした議員は、その発言を補完することを目的とした資料、文書等の紙の印刷物及び印刷物に準ずるものを議場へ持ち込むことができる。

なお、紙の印刷物及び印刷物に準ずるもの以外のものを議場へ持ち込む場合は、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。

また、藤沢市議会会議規則第104条に規定されている、議場において、資料、文書等の印刷物を配付する場合は、あらかじめ議会運営委員会において諮ったうえで、議長の許可を得るものとする。

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項 別表

区分	代表質問 (2月定例会のみ)	一般質問	質 疑	討 論
通告受付及び通告締切	会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名を通告し、件名及び要旨については、本会議第2日の午後5時までに通告する。	議会運営委員会開催の通知を発送した日から会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名、件名及び要旨を通告する。	質疑を行う本会議前日の正午まで。	本会議の開議通知時刻の1時間前まで。
発言時期	補正予算等現年度関係議案の議決されたあと。	上程議案の議決されたあと。	本会議	本会議
発言順序	多数会派の順とし、同数会派については、議会運営委員会で協議する。	通告順	通告順	反対、賛成、以下交互に多数会派の順に行い、同数会派については議会運営委員会で協議する。
通告内容及び発言	市長の施政方針に対する大綱的なもの。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問事項は具体的に記載する。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問の内容は具体的に記載する。質疑については、要領よく簡潔に行う。	要領よく行う。
発言時間	会派毎の発言時間は各質問者の1回目、2回目、3回目の質問の合計時間とし、所属議員1人10分に会派均等の10分を加えた時間とする。 (発言時間の例) 6人会派の場合 60分+10分=70分	答弁を含め60分とする。	特に制限せず。	当初予算等及び決算に対する会派毎の発言時間は、所属議員1人5分に会派均等の5分を加えた時間とする。
備考	質問者数は会派人員の3分の1とし、小数点以下四捨五入。ただし、1人会派についても質問できるものとする。			当該委員は所属する委員会に付託された議案等については、本会議での討論は見合わせる。ただし、1人会派の議員が決算特別委員会委員となった場合を除く。

藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項

(平成30年5月22日 議会運営委員会 決定)

1. 陳情の取り扱いについて

議長は、提出された陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれると認められる場合は、議会運営委員会での協議の上、委員会付託を行わず、全議員配付の取り扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの。
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの。
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの。
- (5) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの。
- (6) その他、取り扱いを議会運営委員会で協議し、付託しないことが適当と認められるもの。

2. 施行期日

この申し合わせ事項は、平成30年5月22日から施行する。

議会改革推進会議への諮問事項

- 1 議会基本条例の検証について（推進会議申し送り事項）
 - ・傍聴時の記帳廃止について（第3条第2項）
 - ・一人会派に関する条文整理について（第5条第2項）
 - ・議会報告会に関する条文整理について（第9条）
 - ・反問権について（第11条第3項）
 - ・政策検討会議の課題検討について（第15条）
 - ・議員間討議について（第16条）
 - ・議員の政治倫理について（第19条）

- 2 オンライン化による押印等の見直しについて（推進会議申し送り事項）

以 上

藤沢市議会改革推進会議設置要綱（案）

- 1 会議の名称について
藤沢市議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）
- 2 検討事項について
 - (1) 藤沢市議会基本条例の運営及び管理に関すること
 - (2) 議会改革に関すること
- 3 検討事項の処理について
 - (1) 上記2（1）については、推進会議で審議し、見直しの必要が生じた場合は、議会運営委員会で確認し、議員全員協議会において審議した上で、条例改正の手続きを行う。
 - (2) 上記2（2）については、各々の委員会の所管する事項を除いては、推進会議で審議した後に、議会運営委員会で確認し、決定したもののから随時実施していく。
- 4 委員の選出と任期について
 - (1) 委員の選出について
 - ① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
 - ② 2人以下の会派については、各会派所属議員の合計人数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
 - (2) 委員の任期について
設置の日から、令和5年4月30日までとする。
- 5 座長の選出について
推進会議において互選する。
- 6 議長及び副議長について
議長及び副議長は、推進会議の会議に出席し、発言することができる。
- 7 その他
 - (1) この要綱に定めるものを除くほか、推進会議の会議については、藤沢市議会会議規則及び藤沢市議会委員会条例を準用する。

議会運営委員会「議会ICT小委員会」申し送り事項

- (1) タブレット端末の更新に向け、取り扱いを検討すること。
- (2) 文書共有システムの更新に向け、取り扱いを検討すること。
- (3) 会派PCの更新及び会派控室におけるWi-Fi環境について、取り扱いを検討すること。
- (4) 紙資料の取り扱いについて検討すること。
(ペーパーレス化と職員負担軽減に向けた、現状の紙資料(事務資料含む)における精査について等)
- (5) タブレット端末及び文書共有システムの災害時の活用について検討すること。
(例：ICT活用による災害箇所の情報収集スキームの構築など)
- (6) 議会ICT推進における活用・検討に関わる事項の受け皿としての議会ICT小委員会の在り方について課題整理し検討すること。
- (7) 議会ICT活用についての積極的な提案と検証の体制づくりについて検討すること。
- (8) 効率的なオンライン会議の実施に向け、市側との連携について検討すること。

以上

議会運営委員会「議会ICT小委員会」設置要綱（案）

1 設置及び会議の名称について

藤沢市議会におけるICTの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ることについて、総合的な視点により課題を整理し、議会ICTに関わる事項を検討するため、議会運営委員会のもとに、議会ICT小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2 検討事項について

小委員会は、次の事項について検討する。

- (1) ICTの活用による議会関連の情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化に関する事項
- (2) タブレット端末及び文書共有システムを活用した議会運営に関する事項
- (3) その他議会運営委員会及び小委員会が必要とする事項

3 委員の構成について

小委員会は、議会運営委員会委員のうちから各会派1人を選出し、構成する。

4 委員長及び副委員長について

- (1) 小委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、小委員会において互選する。
- (3) 委員長は、会議を招集し、その議事を進行する。
- (4) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

5 会議等について

小委員会は、調査及び検討事項に関して関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 報告について

委員長は、検討結果等について適宜、議会運営委員会に報告する。

7 設置期間について

設置の日から、令和5年4月30日までとする。

8 その他

これに定めるもののほか、小委員会の運営に必要な事項は、委員長が小委員会に諮って決定する。

藤沢市議会史編さん要綱

制定 令和元. 9. 24

(趣 旨)

第1条 この要綱は、藤沢市議会史（以下「議会史」という。）の編さんについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 議会史は、平成元年4月から平成31年3月までの市議会の活動を中心として市議会と市行政さらに市民との関係を公正かつ的確にとらえ、読みやすく親しみやすい議会史を編さんする。

(編さん委員会の設置)

第3条 議会史の編さんに関する基本的な事項を審議するため、藤沢市議会史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委 員)

第4条 委員会の委員には、正・副議長及び議員11人をもってあてる。

(正・副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長の選出は、委員の互選による。

3 委員長は会議を総務する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は1年とし、第4条に定める委員の身分に異動を生じた場合は、後任者が新たに委員に就任するものとする。

(編集委員)

第7条 市議会史の執筆にあたる編集委員は、委員会に諮って定める。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、初年度の任期については、令和2年5月20日までとする。

議員研修 開催実績

資料 14番

年度	開催日	テーマ	講師
25	10月11日 (金)	地方議会における議会改革の取り組み状況について ～藤沢市議会における議会改革の評価～	日本経済新聞社編集局 産業地域研究所 「日経グローバル」主任研究員 井上 明彦 氏
	1月20日 (月)	議員提案による政策条例づくりについて	一般財団法人地域開発研究所 主任研究員 牧瀬 稔 氏
26	8月25日 (月)	議員による政策条例づくりに求められる広報広聴のあり方について	法政大学法学部政治学科 教授 杉崎 和久 氏
27	1月19日 (火)	新地方公会計制度について	藤沢市代表監査委員 青柳 義朗 氏
28	2月9日 (木)	災害対策と議会の役割について	東京経済大学 名誉教授 吉井 博明 氏
29	11月24日 (金)	オリンピック開催に向けた安全・安心なまちづくり	立正大学文学部社会学科 教授 小宮 信夫 氏
30	1月28日 (月)	地域福祉における政策立案とその手法	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸 恒彦 氏
元	1月27日 (月)	SDGsの推進について	神奈川県SDGs推進担当 顧問 川廷 昌弘 氏
2	10月29日 (木)	新型コロナウイルス感染症対策に関する神奈川モデルの現状と今後の展望について	藤沢市民病院副院長 新型コロナウイルス感染症神奈川 県対策本部医療機器対策統括官 阿南 英明 氏
3	1月17日 (月)	地方自治のガバナンスと議会の役割について	藤沢市議会史編集委員会監修者・ 横浜国立大学名誉教授 小池 治 氏